

南箕輪村議会陳情取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、南箕輪村議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第9章に規定する陳情の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(陳情の取扱い)

第2条 陳情は、定例会の議事日程を決定する議会運営委員会開催の3日前までに到着し、所定の要件を具備したものについては当該会期中に審議し、その後提出されたものについては、次回に招集される定例会の会期において審議するものとする。

第3条 陳情は、原則として議会の審議に付するものとする。ただし、当該陳情が次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は、議会運営委員会の意見を聴いて、議会の審議に付さないことができる。

- (1) 特定の個人、団体等をひぼうし、中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの（既に公表された事実及び社会的に周知された事実に関するものである場合を除く）
- (2) 趣旨、理由等が不明確なもの
- (3) 郵送その他の手段により提出されたもので、陳情者と連絡がとれないもの
- (4) 件名に個人名があるもの
- (5) 外交問題又は国際紛争に関するもの（人道問題又は国際平和に関するものを除く）
- (6) 私人間の争いに関するもので、互いが自主的に解決すべきもの（相隣紛争を除く）
- (7) 村職員等に対して、懲戒等の処分またはその他の人事的措置を求めるもの
- (8) その他議会の審査になじまないもの

2 議長は、前項ただし書の規定により、議会の審議に付しないと決定したものは、次のとおり処理するものとする。

- (1) 陳情書の写しを全議員に配布する。
- (2) 陳情取扱結果を当該陳情者に通知する。

3 議員は、議会の審議に付しないと決定したものについて、次の方法により発議することができる。

- (1) 議員提案による意見書発議
- (2) 所管の委員会による発議

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、陳情の取扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年5月12日から施行する。

令和5年9月11日 全員協議会にて変更